

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（案）に関する意見募集の結果について

令和8年4月7日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（案）について、令和8年2月5日（木）から同年3月6日（金）まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	リネンサプライ協会が一括の窓口となっており、業界の独占になるのではないか。	特定技能所属機関が満たすべき基準として、日本リネンサプライ協会の運用する衛生基準又は医療関連サービス振興会の運用する基準に適合する必要があるところ、実際に特定技能外国人を受け入れるのは上記基準等を満たした受入機関となるため、リネンサプライ協会による業界独占にはならないと考えております。

2	受入機関が満たすべき基準をもっと厳しくするべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・受入機関については、労働、社会保険等に関する法令を遵守すること等、特定技能雇用契約の適正な履行の確保のために定められた全分野共通の受入基準が定められています。本告示案は、これに上乘せして、衛生面の観点から設備、管理の手法等についての要件を定めるものであり、これにより適正な受入ができると考えております。 ・なお、本告示に定める要件の内容はすでに有識者会議で了解を得たものです。
3	安易に外国人労働者の受入拡大に走るべきではない。	特定技能制度においては、特定技能産業分野ごとに作成している分野別運用方針において、生産性の向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定しております。